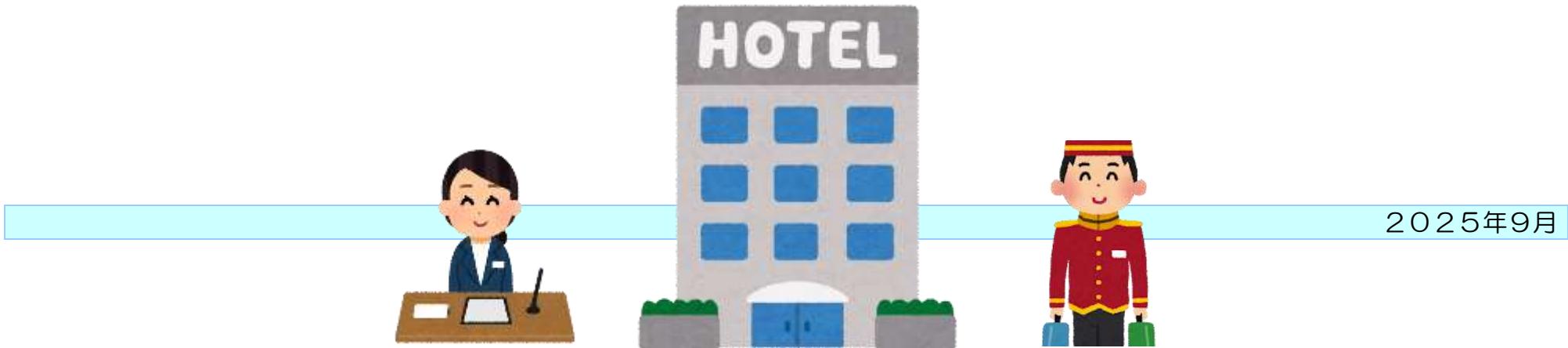


旅館業のてびき



町田市保健所
生活衛生課 環境衛生係

〒194-0021 東京都町田市中町2丁目13番3号 保健所中町庁舎
電 話 042(722)7354
ファックス 042(722)3249

法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

旅館業の種別

- **旅館・ホテル営業** ・・・宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外の施設をいいます。
(法第2条第2項)
- **簡易宿所営業** ・・・・・宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、客室を多数人で共用する宿泊施設です。(いわゆるカプセルホテルなど)
(法第2条第3項)
- **下宿営業** ・・・・・一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる宿泊施設です。
(法第2条第4項)

●民泊とは？

法令上の明確な定義はありませんが、住宅（戸建・共同住宅等）の全部又は一部を活用して、宿泊料を受け、人を宿泊させる営業のことを一般的に「民泊」といわれています。この営業・事業を行う場合は、旅館業法に基づく「旅館業」の許可を取得するか、又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業※」の届出をする必要があります。

※ 住宅宿泊事業とは

旅館業営業者以外の者が宿泊料を受け、住宅に人を宿泊させる事業で、宿泊させる日数が1年で180日を超えないものをいいます。詳しくは、保健所職員までお問い合わせください。

旅館・ホテル営業と簡易宿所営業の主な相違点

| 項目 | 旅館・ホテル営業 | 簡易宿所営業 |
|---------|---|--|
| 客室の床面積 | 1. 客室の床面積7m ² 以上※ ※ 寝台（ベッド）を置く場合は、9m ² 以上 | 客室の延べ床面積33m ² 以上※ ※ 宿泊者を10人未満とする場合は、1人当たり3.3m ² 以上 (多数人で共用しない客室を設ける場合には、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること) |
| 玄関帳場等 | 玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、以下の基準に適合するもの有すること。 ① 事故の発生その他緊急時に迅速な対応を可能とする設備。 ② 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認ができる設備。 | 玄関帳場又はそれに類する設備を設けることが望ましい。 |
| 洗面所・便所 | 宿泊者の利用しやすい位置に設けること。 | 男女別の共同便所及び共同浴室を要する。 |
| 浴室 | 入浴設備を有する（近隣に浴場等入浴設備のない場合）。浴槽を設けないシャワー室のみでも可。 | |
| 施設名称の掲示 | 営業施設には公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げる。 | |

許可申請編

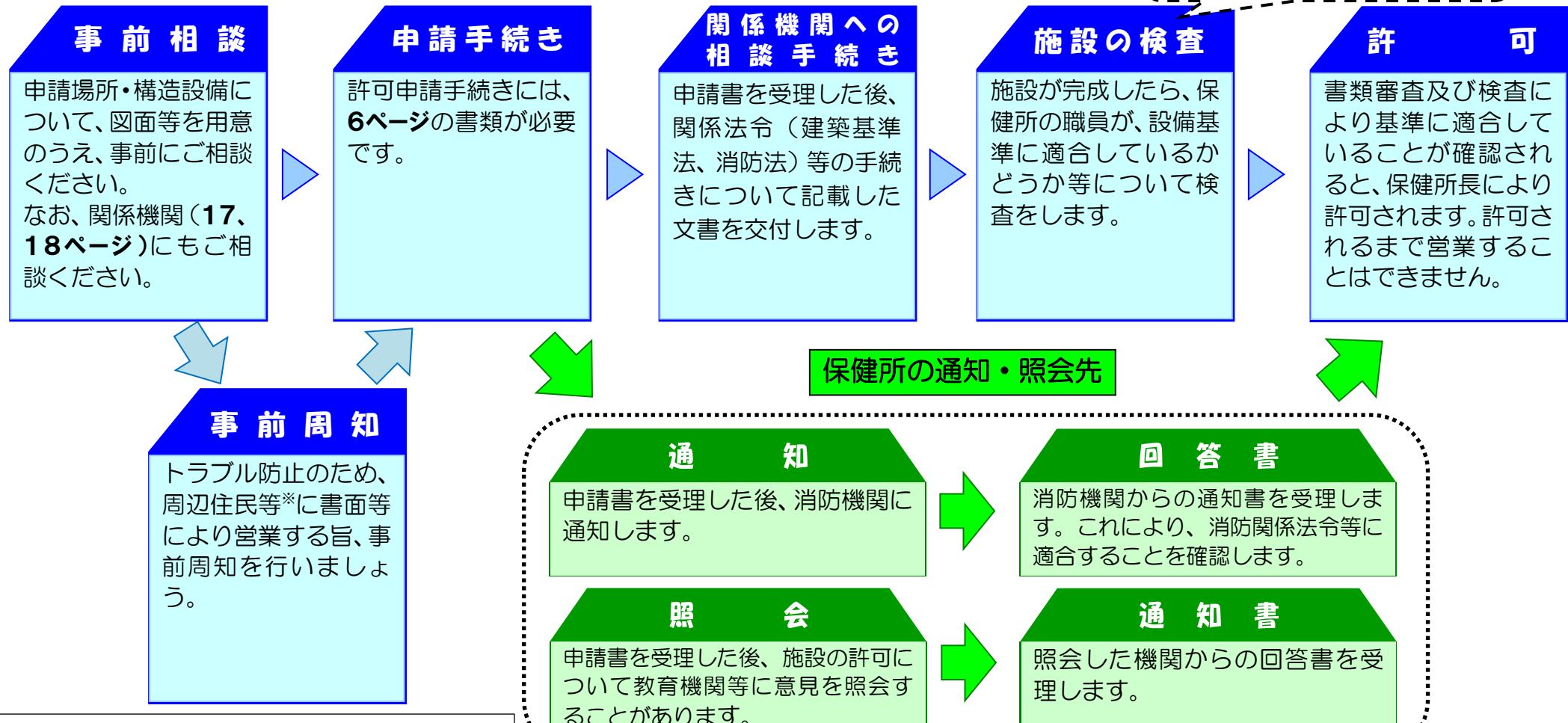
～目次～

| | |
|---------------------|-------|
| 旅館業許可までの手続き | 5 |
| 許可申請時に必要な書類 | 6 |
| 申請時の主な注意点 | |
| (1)旅館業法の許可が必要な施設とは？ | 8 |
| (2)客室の面積の考え方？ | 9 |
| (3)便所の設置に関する考え方？ | 10 |
| (4)浴室の設置に関する考え方？ | 11 |
| (5)玄関帳場等の設備に関する考え方？ | 12 |
| 玄関帳場等の具体例 | 13 |
| (6)施設名称の掲示に関する考え方？ | 14 |
| 設置場所に関する意見照会について | 15 |
| 関係機関一覧 | 16、17 |

旅館業許可までの手続き

提示してください

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。



*周辺住民等とは、営もうとする施設の土地に隣接若しくは近接(営もうとする施設の土地からの距離が10メートル程度の範囲)する土地に存する建物を所有又は居住する住民をいう。

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】

- 旅館業営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 申告書（法第3条第2項各号に該当することの有無）
(※1 詳細は次頁の人的要件を参照)
- 見取図（半径300メートル以内の住宅、道路、学校等が記載されたもの）
- 配置図、各階平面図、正面図、側面図
- 配管図（客室等にガス設備を設ける場合）
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 登記事項証明書（法人の場合）
(6か月以内に発行されたもの（原本提出）)
- 申請手数料

旅館・ホテル営業 30,600円
簡易宿所営業、下宿営業 16,500円

- 旅館業を営むために、必要な権原を有することを示すもの（既存建物の一部を旅館業とする場合）
(※2 詳細は次頁の書類例を参照)

【施設完成後に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
⇒施設完成後、検査時に確認



※1 旅館業法第3条第2項各号に規定する人的要件

許可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことがあります。

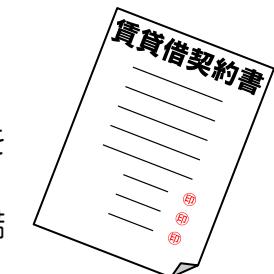
- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの*
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（1）から（5）のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であって、その業務を行う役員のうちに（1）から（5）までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

* 旅館業法施行規則第1条の2

法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

※2 旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類例

- (1) 申請者が賃借人である場合においては、賃貸人が旅館業の用に供することを目的とすることに承諾したことを証する書面
- (2) 申請者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が旅館業の用に供することを目的とすることに承諾したことを証する書面
- (3) 建物が2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）のあるものである場合においては、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）に旅館業を営むことを禁止する意思がない旨を証する書面



申請時の主な注意点

(1) 旅館業法の許可が必要な施設とは？

旅館業法の許可が必要な施設は、下表の4項目の全てに該当する場合です。会員制の宿泊施設や企業の研修所であっても下表の要件に該当する場合は旅館業法に基づく許可が必要となることがありますのでご相談ください。

1 宿泊料を受けていること（旅館業法第2条）

※ 宿泊料という名目で受けている場合はもちろんのこと、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の維持費の名目も事実上の宿泊料と考えられるので該当します。

2 寝具を使用して施設を利用すること（旅館業法第2条）

※ 寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。

3 施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること

（厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和61年3月31日衛指第44号「下宿営業の範囲について」）

※ 宿泊者が、簡易な清掃を行っていても、施設の維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠となっている場合も、維持管理責任が、営業者にあると考えます。

4 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること

（厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和61年3月31日衛指第44号「下宿営業の範囲について」）



旅館業ひとくちメモ 旅館業法と賃貸借契約

旅館業と関連するものとして、借地借家法に規定する定期借家契約というものがあります。

定期借家契約では、契約期間を自由に設定することができることから、契約期間を1日とした定期借家契約を締結することも可能です。

旅館業法の許可が必要か否かを判断する場合に、借家契約を締結していることを理由に、生活の本拠があると判断することはできません。実際には、利用形態を考慮して、生活の本拠があるかを判断する必要があります。いわゆるウィークリーマンション等も旅館業の許可が必要になりますので注意してください。

(2)客室の面積の考え方?

客室とは?

客室は、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込等であって、床の間、押し入れ、共通の廊下、共用の設備及びこれに類する場所を除く。）をいい、原則として壁、ふすま又はこれらに類するものを用いて区画されたものをいいます。

構造部分の合計床面積とは?

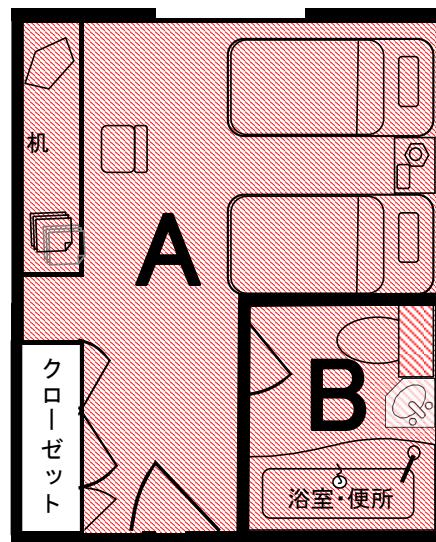
| 営業の種類 | 構造部分の合計床面積基準 | |
|----------|-----------------|---|
| 旅館・ホテル営業 | 1客室の構造部分の合計床面積 | 7m ² 以上 (寝台を置く客室にあっては、9m ² 以上) |
| 簡易宿所営業 | 客室の構造部分の合計延べ床面積 | 33m ² 以上 (宿泊者の数(2人以上)を10人未満とする場合には、3.3m ² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上であること) |

【構造部分の床面積の算定方法】

構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所、その他宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積です。

面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、内のりで算定します。

右図の例では、塗りつぶしの部分(A+B)が構造部分の床面積の算定範囲になり、通常は立入らないクローゼット等の収納部分を除いています。例にはありませんが、床の間、押入れ等の通常は立入らない部分についても算定から除外します。



建築図面の床面積とは算出方法が異なるので注意しましょう！構造部分の床面積は、建築図面の床面積よりも少なくなってしまします。

(3)便所の設置に関する考え方は？

旅館業法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。



旅館業法施行令第1条第1項第6号（旅館・ホテル営業）、同条第2項第6号（簡易宿所営業）

適当な数の便所を有すること。

町田市旅館業法施行条例第8条第1項第6号（旅館・ホテル営業）、第9条第2項（簡易宿所営業）

便所は、次の基準によること。

- ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。
- イ 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。
- ウ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。
- エ 共同便所を設ける場合には、男子用と女子用を別に設け、適当な数の便器を設置すること。

【考え方】

○ 共同便所について

便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、宿泊者の利用しやすい場所に男女別に分け設置しましょう。なお、男子用便所に設置する便器は、小便器のみでないこと。また、共同便所に設ける大便器は、個室に設けてください。

○ 簡易宿所営業における便所について

一客室のみの営業であっても、多数人で共用する利用形態から、男女別の共同便所が少なくともそれぞれ一箇所必要となります。

○ 一客室のみの旅館・ホテル営業施設における便所について

客室の外にある便所は、戸建て住宅等の住居者との移動導線等を踏まえ、宿泊客専用の便所とみなせるとき、その客室は、便所を付設している客室とみなすことができます。

○ 特定の性別専用の階あるいは施設における共同便所について

男女の別の適用を一部除外することができる場合があります。

(4)浴室の設置に関する考え方？

「旅館業」における、浴室に関する規定は次のとおりです。

旅館業法施行令第1条第1項第4号（旅館・ホテル営業）、第2項第4号（簡易宿所営業）

（構造設備の基準）

当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

町田市旅館業法施行条例第8条第1項第4号、第9条第2項（簡易宿所営業）

浴室は、次に掲げる基準によること。

- ア 衛生上支障が生じないよう清掃が容易に行える構造であること。
- イ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合の基準）

- ウ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。
 - (イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - (ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
 - (エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
 - (オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - (カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - (キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

(5)玄関帳場等の設備に関する考え方は？

「旅館・ホテル営業」の施設における、『玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備』に関する規定は以下のとおりです。

旅館業法施行令第1条第1項第2号

宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

旅館業法施行規則第4条の3（厚生労働省令）

以下のいずれにも該当すること。

- 1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

町田市旅館業法施行条例第8条第1項第1号

玄関帳場を設ける場合には、宿泊者の利用しやすい位置とし、かつ、受付等の事務に適した広さを有すること。

【考え方】

- 玄関帳場（フロント等）を設置する場合
 - ・ 施設の出入口、または宿泊しようとする方が施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置し、営業者と宿泊しようとする方とが必ず応接できる構造としてください。
 - ・ 営業者と全く応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認められません。
- 原則として、玄関帳場を設けましょう。営業形態等から、玄関帳場（フロント等）を設置しない場合、規則第4条の3のいずれにも該当する設備を備える必要があります。

玄関帳場等の具体例

○宿泊しようとする方との面接に適する玄関帳場（フロント等）

- ☆ 施設の出入口、または宿泊しようとする方が宿泊施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置し、営業者と宿泊しようとする方とが必ず応接できる構造



○玄関帳場を設けず、ICT*設備を設ける場合

※ICT：「Information and Communication Technology」の略語で、「情報通信技術」と訳されます。
(例　宿泊客や宿泊者名簿が確認できるタブレット端末、テレビ電話機　等)

- ☆ 事故が発生したとき、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の緊急時に宿泊者が営業者等に通報するため、客室等に電話機等の通信設備を設置しており、その宿泊者からの求めに応じて、営業者・管理者等が徒歩・車等の手段を用いて、おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を整えている。
- ☆ 次のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認が実施できること。
 - 🎥 宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を、常時鮮明な画像により確認することができるビデオカメラ等を設置している。
 - 🎥 自動チェックイン機器等により本人確認情報（氏名、住所、連絡先等）、事前共有情報（営業者が発行する二次元コードや暗証番号等）の確認・照合が実施でき、その際に顔を判別できる角度で録画ができること。また、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に出入りできない構造で、出入りの状況を顔が判別できる角度で録画ができること。
- ☆ 宿泊者と鍵の受渡しを適切に行える。



(6)施設名称の掲示に関する考え方は？

施設名称の掲示に関する規定は以下のとおりです。

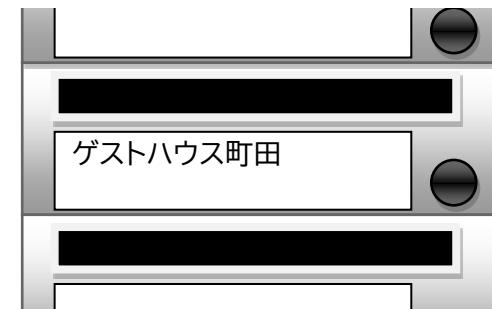
町田市旅館業法施行条例第7条

(営業者の遵守事項)

営業者は、旅館業の施設ごとに、公衆の見やすい場所に、当該施設の名称を表示しなければならない。

【考え方】

- 施設名称の表示については、公衆が当該施設を認識できる程度の標識としてください。
- 既存の看板や表札でも差し支えありません。旅館業法における営業施設であることが認識できるものが望ましいです。
- マンションの1室等で営業する施設等については、前段の趣旨を踏まえ、郵便受けに表示する等、複数箇所に表示しましょう。



設置場所に関する意見照会について(法第3条第3項、第4項)

許可申請施設の設置場所が、下記施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合、旅館の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から下記施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

法第3条第3項に該当する施設とは？

- 1 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園【法3-3-(1)】
- 2 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設【法3-3-(2)】
- 3 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、
前2号に掲げる施設に類するものとして町田市の条例で定めるもの【法3-3-(3)】



- (1) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く）の教育課程に相当するもの【条3-1-(1)】
- (2) 図書館法第2条第1項に規定する図書館【条3-1-(2)】
- (3) 告示指定施設【条3-1-(3)】（※町田市では現在、ありません。）
前2号に掲げるもののほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に市長が必要と認めて指定するもの

関係機関一覧

| 建物の建築(建築確認等)について | 建築基準法 |
|--|---------------------|
| 町田市 都市づくり部 建築開発審査課 建築審査係（町田市庁舎8階） 民間の建築確認検査機関 | 電話：042-724-4413（直通） |
| 用途地域について | 都市計画法 |
| 町田市 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係（町田市庁舎8階） | 電話：042-724-4254（直通） |
| 消防(消防設備、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について | 消防法、火災予防条例 |
| 町田消防署（町田市本町田2380番地3） | 電話：042-794-0119（代表） |
| 特定建築物(特定用途の延べ面積が3.000m ² 以上)に該当する場合について 飲料水貯水槽を設ける場合について | 建築物衛生法、水道法 |
| 町田市保健所 生活衛生課 環境衛生係（保健所中町庁舎） | 電話：042-722-7354（直通） |
| 宿泊者等への飲食の提供について | 食品衛生法 |
| 町田市保健所 生活衛生課 食品衛生係（保健所中町庁舎） | 電話：042-722-7254（直通） |
| 住宅宿泊事業について | 住宅宿泊事業法 |
| 町田市保健所 生活衛生課 環境衛生係（保健所中町庁舎） | 電話：042-722-7354（直通） |

井戸、地下水の揚水・利用について

東京都環境確保条例・温泉法等

| 担当機関 | | |
|-------------------------------------|--|---------------------|
| ・井戸の設置・揚水量報告等 | 町田市 環境資源部 環境共生課（町田市庁舎7階） | 電話：042-724-2711（直通） |
| ・地下水の揚水・利用について ・温泉法（掘削、動力）に関すること | 東京都環境局 自然環境部 水環境課 地下水管理担当 (東京都庁第二本庁舎) | 電話：03-5388-3547（直通） |
| ・温泉法（浴用利用）に関すること | 町田市保健所 生活衛生課 環境衛生係（保健所中町庁舎） | 電話：042-722-7354（直通） |

排水・下水・浄化槽などについて

下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法

| 担当機関 | | |
|-------------------|-------------------------------|---------------------|
| ・排水を公共下水道に放流する場合 | 町田市 下水道部 下水道管理課（町田市庁舎8階） | 電話：042-724-4328（直通） |
| ・水質汚濁防止法に係る相談・届出等 | 町田市 環境資源部 環境共生課（町田市庁舎7階） | 電話：042-724-2711（直通） |
| ・浄化槽を設置する場合 | 町田市 下水道部 下水道整備課 浄化槽係（町田市庁舎8階） | 電話：042-724-4306（直通） |

風俗営業に関連する場合について

風適法等

町田警察署（町田市旭町三丁目1番3号） 電話：042-722-0110（代表）

宿泊税について

旅館・ホテル営業：東京都千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当 電話：03-3252-7144（直通）

組合について

旅館・ホテル営業：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 電話：03-3262-4376
簡易宿所営業：東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合 電話：03-3341-2743

維持管理編

～目次～

| | |
|--------------------|----|
| 旅館業の維持管理 | 19 |
| 旅館業の各種申請・届出手続きについて | 24 |

旅館業の維持管理



旅館業の営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければいけません【法4】。
法令等で定められている内容は次のとおりです。

管理・帳簿類

◇宿泊者名簿を備えること【法6-1】

- 必要な項目は、氏名、住所、連絡先、性別、年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名です。【法6-1、規則7】
- 日本国内に住所をもたない外国人宿泊者の場合は、国籍・旅券番号についても記載が必要です。【省令4の2-3】
- 正確を期すため、本人確認を行い、外国人宿泊者の場合、旅券を呈示させ、写しを名簿に添付し、一緒に保管します。【運用】
- 作成した日から3年間保存します。【省令4の2-1】
- 営業施設又は営業者の事務所に備えておきます。【省令4の2-2】

◇営業施設ごとに管理者を置くこと。【条例5-(11)】

◇営業施設には、公衆の見やすい場所に施設の名称を表示すること。【条例7】

本人確認【運用】

◇対面又は対面と同等の手段として、次のいずれかの要件に該当するICTを活用した方法等により行うこと。

- 宿泊しようとする者の顔及び旅券が、施設に備え付けられたテレビ電話やタブレット端末等による画像により鮮明に確認できること。
- 自動チェックイン機器等により本人確認情報（氏名、住所、連絡先等）、事前共有情報（営業者が発行する二次元コードや暗証番号等）の確認・照合が実施でき、その際、顔を判別できる角度で録画し、必要時に確認できること。

緊急時の対応【運用】

◇事故が発生したとき、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

- 利用者の安全対策に配慮し、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、おおむね10分程度で管理者又は従業員等が駆けつけることができる体制を想定する等、緊急事故対応マニュアルなどを作成し、従業員へ周知徹底すること。

【】内、根拠欄の見方



| | |
|----|------------------------|
| 法 | ：旅館業法 |
| 政令 | ：旅館業法施行令 |
| 省令 | ：旅館業法施行規則 |
| 規則 | ：町田市旅館業法施行細則 |
| 条例 | ：町田市旅館業法施行条例 |
| 運用 | ：町田市の運用基準又は国の示す衛生等管理要領 |

（例：法3-2-(1)とは旅館業法第3条第2項第1号のこと）

旅館業ひとくちメモ1 宿泊者名簿が必要な理由

宿泊者名簿は、感染症が発生したときや感染症患者が宿泊したときに、その感染経路を調査するために規定されているものです。

なお、警察官から職務上宿泊者名簿の閲覧請求があったときは、その職務の目的に必要な範囲の中で協力してください。【運用】

旅館業ひとくちメモ2 管理者の要件・責務

管理者の資格は特別に定めていませんが、施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアルや維持管理記録表を作成し、従業者に周知徹底させるとともに、従業者の衛生等の教育に努めてください。

寝具など貸与品

◇ 寝具類の措置【条例 5-(5)】

- 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。
- シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
- 寝具は、適切に洗濯・管理等を行うこと。
→ 寝具類はリネン室等に保管し、衛生的に管理してください。【運用】



◇ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。【条例 5-(9)】

→ 再使用する場合は適切な方法で洗浄、消毒してください。【運用】

洗面所・便所

◇ 洗面所及び便所の手洗設備には、清潔な湯水を十分に供給するとともに、石けん等を常に使用できるように備えること。

【条例 5-(8)】

◇ 洗面所、便所等に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。【条例 5-(10)】

→ 共用の手ぬぐいを置かないこと。【運用】



飲用水等【条例 5-(7)ア、(8)、運用】

◇ 浴室の湯栓・水栓、洗面所・便所の手洗設備には清潔な湯水を十分に供給し、飲用水等の衛生確保については関連法令等に従って管理してください。

→ 原水の種類や、貯水槽の有無などによって該当する法令等が異なります。建築物衛生法の対象となる特定建築物の場合は建築物環境衛生管理基準に従って管理してください。種別や管理方法については保健所にお問合せください。

表：飲用水の種別

| 原水の種類 | 貯水槽の有無 | 水道法等による種別 |
|-------|--------|--|
| 水道水 | なし | <ul style="list-style-type: none">・直結給水方式 |
| | あり | <ul style="list-style-type: none">・専用水道・簡易専用水道・特定小規模貯水槽水道・特定小規模貯水槽水道以外の小規模貯水槽水道 |
| 水道水以外 | なし | <ul style="list-style-type: none">・飲用に供する井戸等 |
| | あり | <ul style="list-style-type: none">・専用水道・特定飲用井戸等・特定飲用井戸等以外の飲用井戸等 |



◇ 水道水以外の水を飲用等に使う場合は消毒や水質検査を行ってください。

→ 検査項目は保健所にお問合せください。

貯湯槽

◇ 貯湯槽を使用する場合の維持管理について【条例 5-(7)イ】

- 貯湯槽内部の汚れ等の状況について隨時点検すること。
- 1年に1回以上、貯湯槽内部の清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。【規則 8-1】
- 貯湯槽内の湯を 60°C以上に保つこと。
ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。【規則 8-2】

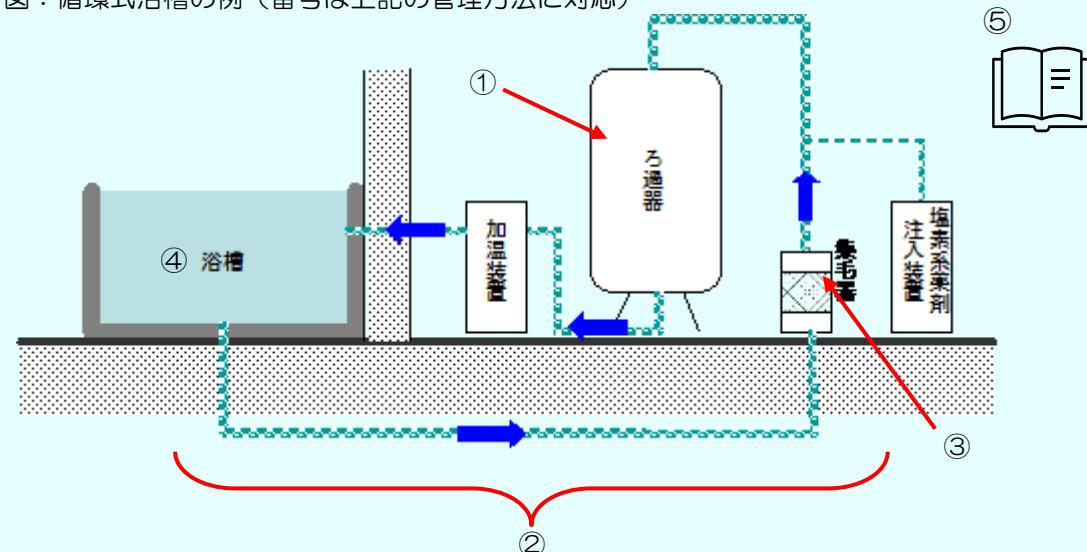
◇ 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。【条例 5-(7)ク】

浴室

- ◇ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽については、1週間に1回以上換水し、清掃すること。【条例5-(7)イ】
- ◇ 共同浴室については、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。【条例5-(7)ウ】
- ◇ 浴槽水を循環させる場合の管理【条例5-(7)オ、規則9】

| | |
|----------------|---|
| ①ろ過器 | 逆洗浄等及び内部の消毒を1週間に1回以上行う。 |
| ②循環配管 | 配管内部の消毒は1週間に1回以上行う。 → 消毒方法の例：高濃度塩素剤や60℃以上の高温水、過酸化水素などによる方法があります。 |
| ③集毛器（ヘアキャッチャー） | 毎日清掃する。 |
| ④浴槽水の消毒 | 塩素系薬剤で消毒し、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つ。これによりがたい場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行う。 <ul style="list-style-type: none">・塩素系薬剤とその他の方法による消毒とを併用する。・モノクロラミンによる消毒の場合、モノクロラミン濃度を3mg/L以上に保つ。 |
| ⑤記録 | 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。【条例5-(7)ク】 |

図：循環式浴槽の例（番号は上記の管理方法に対応）



水質検査及び水質基準

- ◇ 浴槽水の水質検査は、1年に1回以上行い、水質基準に適合することを確認すること。【条例5-(7)キ、規則10】
- ◇ 水質基準【条例5-(8)カ】

- 濁度は5度以下とすること。
- 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。
- 大腸菌数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。
- レジオネラ属菌は、検出されないこと。

旅館業ひとくちメモ3

浴槽水を循環させる場合とは

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

旅館業ひとくちメモ4 レジオネラ属菌

水が停滞あるいは循環する人工的な環境で大量に繁殖することがある細菌です。レジオネラ症は、感染症法の四類感染症に分類され、発熱や肺炎の症状が見られ、高齢者等は重症になると死亡することもあります。

旅館業ひとくちメモ5 日帰り入浴

いわゆる日帰り入浴として、宿泊客以外に浴場を利用する場合は、公衆浴場の許可が別途必要となりますので保健所に相談してください。

施設全般について

- ◇ 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。【政令3-(1)】
- ◇ 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。【政令3-(2)】
- ◇ 施設の換気【条例5-(1)】
 - 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
 - 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
- ◇ 照明設備は、宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとすること。【条例5-(2)】
- ◇ 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。【条例5-(3)】
- ◇ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。【条例5-(4)】
- ◇ 特定建築物に該当する施設の維持管理は、建築物衛生法に規定する建築物環境衛生管理基準を遵守し、該当しない施設においても準じて管理することが望ましい。【運用】

旅館業ひとくちメモ7 身体障害者補助犬

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。
不特定多数の者が利用する施設を身体障害者が利用する場合、施設管理者等は身体障害者補助犬の同伴を拒んではいけません。
旅館業はこの「不特定多数の者が利用する施設」に該当します。



旅館業ひとくちメモ6

建築物環境衛生管理基準とは

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）で規定する特定建築物（旅館業、事務所等特定用途の延べ床面積が3,000m²以上）では、この法律で規定する建築物環境衛生管理基準に従い維持管理をしなければなりません。

建築物環境衛生管理基準では、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について規定されています。

（例）居室内的空気環境のうち、二酸化炭素濃度の基準は、1,000ppm以下

なお、特定建築物に該当しない旅館業の施設においても、この基準に準じて管理するよう努めましょう。

建築物環境衛生管理基準の詳細は、保健所職員までお問い合わせください。

旅館業ひとくちメモ8 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例

町田市では、障がい者に対する差別や偏見、生活する上での様々な障壁（バリア）をなくすために2024年10月に条例を施行しました。
事業者は障がい者から社会的障壁について何らかの対応が必要との意思が伝えられたら、お互いの建設的対話を通じて合理的配慮に努めなければなりません。

条例の5つのポイント

- ① 不当な差別的取扱いの禁止
- ② 合理的な配慮
- ③ 障がい、障がい者及び障害の社会モデルに対する理解促進
- ④ 建設的対話
- ⑤ 差別に関する相談体制



町田市公式ホームページ



リーフレット



合理的配慮等
具体例データ集
(内閣府)



町田市障がい者差別
解消犬「ノンバリー」
イラスト ikeko

詳細は 地域福祉部障がい福祉課（042-724-2147）へお問い合わせください。

宿泊拒否の制限

◇営業者は、次の場合以外は宿泊を拒むことはできません。【法5-1-(1)】

① 宿泊しようとする者が特定感染症※の患者等であるとき。【法5-1-(2)】

※ 感染症法における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院等の規定が準用されるものに限る）及び新感染症

② 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。【法5-1-(3)】

③ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある以下のいずれかの要求を繰り返したとき。【法5-1-(4)】

- 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求【省令5の6-(1)】

- 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの【省令5の6-(2)】

④ 宿泊施設に余裕がないとき。【法5-1-(5)】

⑤ 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき。【条6-(1)】

⑥ 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。【条6-(2)】

➤ 上記①、③の理由で営業者が宿泊を拒否した場合は、日時、理由、対応の責任者、宿泊拒否対象者の氏名、宿泊拒否までの経過の概要等に関する記録を作成し、3年間保存してください。

旅館業ひとくちメモ9

宿泊拒否等に関する参考資料（令和5年12月法改正）



旅館業の施設において特定感染症防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針



改正旅館業法に関する
研修ツール



宿泊拒否の記録
サンプル



旅館業の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

◆ 新規営業許可申請 《省令1》

- 新規旅館の建築
- 営業者の変更（営業譲渡による承継を除く）
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築
- 営業種別の変更（旅館・ホテル営業→簡易宿所営業 など）

必要書類

* 「許可申請時に必要な書類（6ページ）」をご覧ください。

* 営業許可申請をしようとする場合は、必ず事前に相談をしてください。

◆ 変更届 《省令4》

- 施設の名称変更
 - 営業者所在地の変更
 - 法人の名称、所在地、代表者、役員の変更
 - 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談ください。）
 - 管理者の変更
- 等

必要書類

* 変更届

* 変更した内容のわかる書類

[履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

* 法人役員等が変更した場合は、新たに役員となった方全員の申告書

* 変更届は変更後10日以内に届出をしてください。

◆ 承継承認申請 《省令2、3》

- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
※ 相続による承継承認申請は、**被相続人死亡後60日以内**に申請してください。
- 事業譲渡により承継する。
- 営業者（法人）が合併または、分割により承継する。
※ 事業譲渡及び法人の承継承認申請については、**事前に**手続きを行う必要があります。

必要書類

* 旅館業営業承継承認申請書 承継承認手数料 9,700円（個人）

＊戸籍謄本

被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書

* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

＊申告書

（事業譲渡）

* 旅館業の譲渡を証する書類

* 謙受人が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

* 謙受人の申告書（法人の場合は役員全員分）
(法人)

* 合併、分割により承継する法人の定款又は寄附行為の写し

* 履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）

* 合併、分割により承継する法人の役員全員の申告書

◆ 廃止(停止)届 《省令4》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。
※ 廃止（停止）後10日以内に届出をしてください。